

○地方税法施行規則の一部を改正する省令【番号関連】

新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

改正案	現行
<p>(確定申告書の附記事項等)</p> <p>第二条の三 略</p> <p>2 法第四十五条の三第三項及び第三百七条の三第三項の規定により確定申告書に附記しなければならない事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一及び二 略</p> <p>三 前年分の所得税につき控除対象配偶者又は扶養親族とした者を道府県民税及び市町村民税につき青色事業専従者とする場合においては、<u>その者の氏名、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二</u> <u>条第五項に規定する個人番号をいう。以下道府県民税及び市町村民税</u> <u>について同じ。)</u>及び青色専従者給与額</p> <p>四 略</p> <p>五 前年分の所得税につき控除対象配偶者、控除対象扶養親族、青色事業専従者又は事業専従者とした者のうち、別居している者の氏名、住所及び個人番号(個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所)六及び七 略</p> <p>八 扶養親族(控除対象扶養親族を除く。以下この号において同じ。)の氏名、申告者との続柄、生年月日及び個人番号(個人番号を有しな</p>	<p>(確定申告書の附記事項等)</p> <p>第二条の三 略</p> <p>2 法第四十五条の三第三項及び第三百七条の三第三項の規定により確定申告書に附記しなければならない事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一及び二 略</p> <p>三 前年分の所得税につき控除対象配偶者又は扶養親族とした者を道府県民税及び市町村民税につき青色事業専従者とする場合においては、<u>その者の氏名</u></p> <p>及び青色専従者給与額</p> <p>四 略</p> <p>五 前年分の所得税につき控除対象配偶者、控除対象扶養親族、青色事業専従者又は事業専従者とした者のうち、別居している者の氏名及び住所六及び七 略</p> <p>八 扶養親族(控除対象扶養親族を除く。以下この号において同じ。)の氏名、申告者との続柄及び生年月日</p>

い者にあつては、氏名、申告者との続柄及び生年月日）並びに申告者と別居している扶養親族については、当該扶養親族の住所

（給与所得者の扶養親族申告書の提出方法）

第二条の三の二 所得税法第九十四条第一項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（次項及び第二条の三の四において「給与所得者」という。）が法第四十五条の三の二第一項及び第三百十七條の三の二第一項の規定によりこれらの規定に規定する申告書（以下この条、次条及び第二条の三の四において「給与所得者の扶養親族申告書」という。）を提出する場合には、所得税法第九十四条第一項の申告書と併せて法第四十五条の三の二第一項及び第三百十七條の三の二第一項の給与支払者（次項及び次条において「給与支払者」という。）を経由して、提出しなければならない。

2 4 略

（給与所得者の扶養親族申告書等の記載事項）

第二条の三の三 法第四十五条の三の二第一項第三号及び第三百十七條の三の二第一項第三号に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 給与所得者の扶養親族申告書を提出する者（次号において「申告者」という。）の氏名、住所及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所）

二 扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）の住所、申告者との続柄及

並びに申告者と別居している扶養親族については、当該扶養親族の住所

（給与所得者の扶養親族申告書の提出方法）

第二条の三の二 所得税法第九十四条第一項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（次項及び第二条の三の四において「給与所得者」という。）が法第四十五条の三の二第一項及び第三百十七條の三の二第一項の規定によりこれらの規定に規定する申告書（以下この条、次条及び第二条の三の四において「給与所得者の扶養親族申告書」という。）を提出する場合には、所得税法第九十四条第一項の申告書と併せて法第四十五条の三の二第一項及び第三百十七條の三の二第一項の給与支払者（次項において「給与支払者」という。）を経由して、提出しなければならない。

2 4 略

（給与所得者の扶養親族申告書等の記載事項）

第二条の三の三 法第四十五条の三の二第一項第三号及び第三百十七條の三の二第一項第三号に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 給与所得者の扶養親族申告書を提出する者（次号において「申告者」という。）の氏名及び住所

二 扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）の住所及び申告者との続柄

び個人番号並びにその合計所得金額の見積額（個人番号を有しない者にあつては、住所及び申告者との続柄並びにその合計所得金額の見積額）

三 略

2 法第四十五条の三の二第二項及び第三百十七条の三の二第二項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 給与所得者の扶養親族異動申告書を提出する者の氏名、住所及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所）

二 略

3 給与所得者の扶養親族申告書及び給与所得者の扶養親族異動申告書を受理した給与支払者は、当該申告書に、当該給与支払者の個人番号又は法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第十五項に規定する法人番号をいう。以下道府県民税及び市町村民税について同じ。）を付記するものとする。

（公的年金等受給者の扶養親族申告書の提出方法）

第二条の三の五 所得税法第二百三条の五第一項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（次項において「公的年金等受給者」という。）が法第四十五条の三の三第一項及び第三百十七条の三の三第一項の規定による申告書（以下この条及び次条において「公的年金等受給者の扶養親族申告書」という。）を提出する場合には、所得税法第二百三条の五第一項の規定による申告書と併せて法第四十五条の三の三第一項及び第三百十七条の三の三第一項の公的年金等支払者（次項

並びにその合計所得金額の見積額

三 略

2 法第四十五条の三の二第二項及び第三百十七条の三の二第二項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 給与所得者の扶養親族異動申告書を提出する者の氏名及び住所

二 略

（新設）

（公的年金等受給者の扶養親族申告書の提出方法）

第二条の三の五 所得税法第二百三条の五第一項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（次項において「公的年金等受給者」という。）が法第四十五条の三の三第一項及び第三百十七条の三の三第一項の規定による申告書（以下この条及び次条において「公的年金等受給者の扶養親族申告書」という。）を提出する場合には、所得税法第二百三条の五第一項の規定による申告書と併せて法第四十五条の三の三第一項及び第三百十七条の三の三第一項の公的年金等支払者（次項

及び次条において「公的年金等支払者」という。）を経由して、提出しなければならない。

2～4 略

(公的年金等受給者の扶養親族申告書の記載事項)

第二条の三の六 法第四十五条の三の三第一項第三号及び第三百七十七条の

三の三第一項第三号に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 公的年金等受給者の扶養親族申告書を提出する者（次号において「申告者」という。）の氏名、住所及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所）

二 扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）の住所、申告者との続柄及び個人番号並びにその合計所得金額の見積額（個人番号を有しない者にあつては、住所及び申告者との続柄並びにその合計所得金額の見積額）

三 略

2 公的年金等受給者の扶養親族申告書を受理した公的年金等支払者は、当該申告書に、当該公的年金等支払者の法人番号を付記するものとする。

(退職所得申告書の提出方法等)

第二条の五 略

2 法第五十条の七第一項第五号及び第三百二十八条の七第一項第五号に

において「公的年金等支払者」という。）を経由して、提出しなければならない。

2～4 略

(公的年金等受給者の扶養親族申告書の記載事項)

第二条の三の六 法第四十五条の三の三第一項第三号及び第三百七十七条の

三の三第一項第三号に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 公的年金等受給者の扶養親族申告書を提出する者（次号において「申告者」という。）の氏名及び住所

二 扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）の住所及び申告者との続柄並びにその合計所得金額の見積額

三 略

(新設)

(退職所得申告書の提出方法等)

第二条の五 略

2 法第五十条の七第一項第五号及び第三百二十八条の七第一項第五号に

規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 法第五十条の七第一項及び第三百二十八条の七第一項の規定による申告書（次項において「退職所得申告書」という。）を提出する者の氏名、その者の法第五十条の二及び第三百二十八条に規定する退職手当等（以下「退職手当等」という。）の支払を受けるべき日の属する年の一月一日現在の住所並びに個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及びその者の退職手当等の支払を受けるべき日の属する年の一月一日現在の住所）

二 略

- 3 退職所得申告書を受理した法第五十条の七第一項及び第三百二十八条の七第一項に規定する退職手当等の支払者は、当該申告書に、当該退職手当等の支払者の個人番号又は法人番号を付記するものとする。

（政令第九条の七第六項及び第二十八項の割合等）

第三条の二 略

- 2 政令第九条の七第十五項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 政令第九条の七第八項の規定の適用を受けようとする内国法人（同条第三項に規定する内国法人をいう。以下この号において同じ。）の名称、事務所又は事業所所在地（二以上の道府県において事務所又は事業所を有する内国法人にあつては、当該内国法人の主たる事務所又は事業所所在地）及び法人番号並びに代表者の氏名

- 二 適格分割等（政令第九条の七第八項に規定する適格分割等をいう。）

規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 法第五十条の七第一項及び第三百二十八条の七第一項の規定による申告書 を提出する者の氏名並びにその者の法第五十条の二及び第三百二十八条に規定する退職手当等（以下「退職手当等」という。）の支払を受けるべき日の属する年の一月一日現在の住所

二 略

（新設）

（政令第九条の七第六項及び第二十八項の割合等）

第三条の二 略

- 2 政令第九条の七第十五項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 政令第九条の七第八項の規定の適用を受けようとする内国法人（同条第三項に規定する内国法人をいう。以下この号において同じ。）の名称及び事務所又は事業所所在地（二以上の道府県において事務所又は事業所を有する内国法人にあつては、当該内国法人の主たる事務所又は事業所所在地）並びに代表者の氏名

- 二 適格分割等（政令第九条の七第八項に規定する適格分割等をいう。）

以下この条において同じ。)に係る分割法人等(同項に規定する分割法人等をいう。以下この号及び次項第二号において同じ。)の名称、事務所又は事業所所在地(二以上の道府県において事務所又は事業所を有する分割法人等にあつては、当該分割法人等の主たる事務所又は事業所所在地。次項第二号において同じ。)及び法人番号並びに代表者の氏名

三〇六 略

3 政令第九条の七第二十五項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 政令第九条の七第二十項の規定の適用を受けようとする所得等申告法人(同条第十九項に規定する所得等申告法人をいう。以下この号において同じ。)の名称、事務所又は事業所所在地(二以上の道府県において事務所又は事業所を有する所得等申告法人にあつては、当該所得等申告法人の主たる事務所又は事業所所在地)及び法人番号並びに代表者の氏名

二 適格分割等に係る分割法人等の名称、事務所又は事業所所在地及び法人番号並びに代表者の氏名

三〇五 略

(法令の規定による整理手続によらない負債整理計画の決定等)

第三条の二の二 略

2 法第五十三條第三十四項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

以下この条において同じ。)に係る分割法人等(同項に規定する分割法人等をいう。以下この号及び次項第二号において同じ。)の名称及び事務所又は事業所所在地(二以上の道府県において事務所又は事業所を有する分割法人等にあつては、当該分割法人等の主たる事務所又は事業所所在地。次項第二号において同じ。)並びに代表者の氏名

三〇六 略

3 政令第九条の七第二十五項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 政令第九条の七第二十項の規定の適用を受けようとする所得等申告法人(同条第十九項に規定する所得等申告法人をいう。以下この号において同じ。)の名称及び事務所又は事業所所在地(二以上の道府県において事務所又は事業所を有する所得等申告法人にあつては、当該所得等申告法人の主たる事務所又は事業所所在地)並びに代表者の氏名

二 適格分割等に係る分割法人等の名称及び事務所又は事業所所在地並びに代表者の氏名

三〇五 略

(法令の規定による整理手続によらない負債整理計画の決定等)

第三条の二の二 略

2 法第五十三條第三十四項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 請求をする法人の名称、主たる事務所又は事業所の所在地及び法人番号

二 略

(法第五十五条の三に規定する国税庁長官の通知)

第三条の四の二 法第五十五条の三第一項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 租税条約(法第五十五条の二第一項に規定する租税条約をいう。以下この条及び第三条の四の四において同じ。)に規定する申立てをした法人の名称、代表者、主たる事務所又は事業所の所在地及び法人番号

二 略

2 法第五十五条の三第二項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 租税条約に規定する申立てをした法人の名称、代表者、主たる事務所又は事業所の所在地及び法人番号

二 及び三 略

3 法第五十五条の三第三項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 租税条約に規定する申立てをした法人の名称、代表者、主たる事務所又は事業所の所在地及び法人番号

二 略

一 請求をする法人の名称及び主たる事務所又は事業所の所在地

二 略

(法第五十五条の三に規定する国税庁長官の通知)

第三条の四の二 法第五十五条の三第一項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 租税条約(法第五十五条の二第一項に規定する租税条約をいう。以下この条及び第三条の四の四において同じ。)に規定する申立てをした法人の名称、代表者及び主たる事務所又は事業所の所在地

二 略

2 法第五十五条の三第二項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 租税条約に規定する申立てをした法人の名称、代表者及び主たる事務所又は事業所の所在地

二 及び三 略

3 法第五十五条の三第三項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 租税条約に規定する申立てをした法人の名称、代表者及び主たる事務所又は事業所の所在地

二 略

(法第五十五条の五に規定する国税庁長官の通知)

第三条の四の四 法第五十五条の五第一項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 租税条約に規定する申立てをした連結親法人の名称、代表者、主たる事務所又は事業所の所在地及び法人番号
- 二 前号の申立てに係る対象連結法人（法第五十五条の四第一項に規定する対象連結法人をいう。以下この条において同じ。）の名称、代表者、主たる事務所又は事業所の所在地及び法人番号

三〇六 略

2 法第五十五条の五第二項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 租税条約に規定する申立てをした連結親法人の名称、代表者、主たる事務所又は事業所の所在地及び法人番号
- 二 前号の申立てに係る対象連結法人の名称、代表者、主たる事務所又は事業所の所在地及び法人番号

三〇四 略

3 法第五十五条の五第三項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 租税条約に規定する申立てをした連結親法人の名称、代表者、主たる事務所又は事業所の所在地及び法人番号
- 二 前号の申立てに係る対象連結法人の名称、代表者、主たる事務所又は事業所の所在地及び法人番号

三〇六 略

(法第五十五条の五に規定する国税庁長官の通知)

第三条の四の四 法第五十五条の五第一項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 租税条約に規定する申立てをした連結親法人の名称、代表者及び主たる事務所又は事業所の所在地
- 二 前号の申立てに係る対象連結法人（法第五十五条の四第一項に規定する対象連結法人をいう。以下この条において同じ。）の名称、代表者及び主たる事務所又は事業所の所在地

三〇六 略

2 法第五十五条の五第二項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 租税条約に規定する申立てをした連結親法人の名称、代表者及び主たる事務所又は事業所の所在地
- 二 前号の申立てに係る対象連結法人の名称、代表者及び主たる事務所又は事業所の所在地

三〇四 略

3 法第五十五条の五第三項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 租税条約に規定する申立てをした連結親法人の名称、代表者及び主たる事務所又は事業所の所在地
- 二 前号の申立てに係る対象連結法人の名称、代表者及び主たる事務所又は事業所の所在地

三〇六 略

(法令の規定による整理手続によらない負債整理計画の決定等)

第四条の三の二 略

2 法第七十二条の二十四の十第六項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 請求をする法人の名称、主たる事務所又は事業所の所在地及び法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第十五項に規定する法人番号をいう。以下事業税について同じ。)

二 略

(法第七十二条の三十九の三に規定する国税庁長官の通知)

第五条の三 法第七十二条の三十九の三第一項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 租税条約(法第七十二条の三十九の二第一項に規定する条約をいう。以下この条及び第五条の五において同じ。)に規定する申立てをした法人の名称、代表者、主たる事務所又は事業所の所在地及び法人番号

二 略

2 法第七十二条の三十九の三第二項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 租税条約に規定する申立てをした法人の名称、代表者、主たる事務所又は事業所の所在地及び法人番号

(法令の規定による整理手続によらない負債整理計画の決定等)

第四条の三の二 略

2 法第七十二条の二十四の十第六項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 請求をする法人の名称及び主たる事務所又は事業所の所在地

二 略

(法第七十二条の三十九の三に規定する国税庁長官の通知)

第五条の三 法第七十二条の三十九の三第一項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 租税条約(法第七十二条の三十九の二第一項に規定する条約をいう。以下この条及び第五条の五において同じ。)に規定する申立てをした法人の名称、代表者及び主たる事務所又は事業所の所在地

二 略

2 法第七十二条の三十九の三第二項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 租税条約に規定する申立てをした法人の名称、代表者及び主たる事務所又は事業所の所在地

二及び三 略

3 法第七十二条の三十九の三第三項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 租税条約に規定する申立てをした法人の名称、代表者、主たる事務所又は事業所の所在地及び法人番号
- 二 略
- 三 略

(法第七十二条の三十九の五に規定する国税庁長官の通知)

第五条の五 法第七十二条の三十九の五第一項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 租税条約に規定する申立てをした連結親法人の名称、代表者、主たる事務所又は事業所の所在地及び法人番号
- 二 前号の申立てに係る対象連結法人（法第七十二条の三十九の四第一項に規定する対象連結法人をいう。以下この条において同じ。）の名称、代表者、主たる事務所又は事業所の所在地及び法人番号
- 三 略

2 法第七十二条の三十九の五第二項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 租税条約に規定する申立てをした連結親法人の名称、代表者、主たる事務所又は事業所の所在地及び法人番号
- 二 前号の申立てに係る対象連結法人の名称、代表者、主たる事務所又は事業所の所在地及び法人番号
- 三 及び四 略

二及び三 略

3 法第七十二条の三十九の三第三項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 租税条約に規定する申立てをした法人の名称、代表者及び主たる事務所又は事業所の所在地
- 二 略
- 三 略

(法第七十二条の三十九の五に規定する国税庁長官の通知)

第五条の五 法第七十二条の三十九の五第一項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 租税条約に規定する申立てをした連結親法人の名称、代表者及び主たる事務所又は事業所の所在地
- 二 前号の申立てに係る対象連結法人（法第七十二条の三十九の四第一項に規定する対象連結法人をいう。以下この条において同じ。）の名称、代表者及び主たる事務所又は事業所の所在地
- 三 略

2 法第七十二条の三十九の五第二項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 租税条約に規定する申立てをした連結親法人の名称、代表者及び主たる事務所又は事業所の所在地
- 二 前号の申立てに係る対象連結法人の名称、代表者及び主たる事務所又は事業所の所在地
- 三 及び四 略

- 3 法第七十二条の三十九の五第三項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- 一 租税条約に規定する申立てをした連結親法人の名称、代表者、主たる事務所又は事業所の所在地及び法人番号
- 二 第一号の申立てに係る対象連結法人の名称、代表者、主たる事務所又は事業所の所在地及び法人番号
- 三 五 略

(分割基準の誤りに係る法人の事業税の更正の請求の手續等)

第六条の四 略

- 2 前項の法人は、あらかじめ主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事に対し、次に掲げる事項を第十号の二様式により届け出なければならぬ。
- 一 請求をする法人の名称、所在地及び法人番号
- 二 及び三 略
- 3 略

(申告書の付記事項)

第七条の二 法第七十二条の五十五の二第三項の規定により申告書に付記

- しなければならない事項は、次に掲げる事項とする。
- 一 略
- 二 所得税法第五十七条第一項に規定する青色事業専従者とされなかつた親族につき法第七十二条の四十九の十二第二項後段の規定の適用を

- 3 法第七十二条の三十九の五第三項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- 一 租税条約に規定する申立てをした連結親法人の名称、代表者及び主たる事務所又は事業所の所在地
- 二 第一号の申立てに係る対象連結法人の名称、代表者及び主たる事務所又は事業所の所在地
- 三 五 略

(分割基準の誤りに係る法人の事業税の更正の請求の手續等)

第六条の四 略

- 2 前項の法人は、あらかじめ主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事に対し、次に掲げる事項を第十号の二様式により届け出なければならぬ。
- 一 請求をする法人の名称及び所在地
- 二 及び三 略
- 3 略

(申告書の付記事項)

第七条の二 法第七十二条の五十五の二第三項の規定により申告書に付記

- しなければならない事項は、次に掲げる事項とする。
- 一 略
- 二 所得税法第五十七条第一項に規定する青色事業専従者とされなかつた親族につき法第七十二条の四十九の十二第二項後段の規定の適用を

受けようとする者にあつては、同項に規定する青色事業専従者の氏名、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第五項に規定する個人番号をいう。）及びその青色事業専従者に支給した給与の総額

三〇八 略

（譲渡割の中間申告書の記載事項）

第七条の二の四 法第七十二条の八十七第一項の事業者が同項の規定による申告書を提出する場合には、当該申告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 申告者の氏名又は名称（代表者の氏名を含む。以下この号及び次条において同じ。）及び法第七十二条の七十八第二項各号に掲げる事業者の区分に応じ当該各号に定める場所（当該場所と住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地（以下この号、次条及び第七条の二の七において「住所等」という。）とが異なる場合には、当該場所及び住所等。以下この号において同じ。）及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下地方消費税について同じ。）又は法人番号（同法第二条第十五項に規定する法人番号をいう。以下地方消費税について同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び法第七十二条の七十八第二項各号に掲げる事業者の区分に応じ当該各号に定める場所）

二〇六 略

受けようとする者にあつては、同項に規定する青色事業専従者の氏名及びその青色事業専従者に支給した給与の総額

三〇八 略

（譲渡割の中間申告書の記載事項）

第七条の二の四 法第七十二条の八十七第一項の事業者が同項の規定による申告書を提出する場合には、当該申告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 申告者の氏名又は名称（代表者の氏名を含む。以下この号及び次条において同じ。）及び法第七十二条の七十八第二項各号に掲げる事業者の区分に応じ当該各号に定める場所（当該場所と住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地（以下本号、次条及び第七条の二の七において「住所等」という。）とが異なる場合には、当該場所及び住所等）

二〇六 略

2及び3 略

(譲渡割の確定申告書の記載事項)

第七条の二の五 法第七十二条の八十八第一項の事業者が同項の規定による申告書を提出する場合には、当該申告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 申告者の氏名又は名称、法第七十二条の七十八第二項各号 に掲げる事業者の区分に応じ当該各号に定める場所（当該場所と住所等とが異なる場合には、当該場所及び住所等。以下この号において同じ。）及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び法第七十二条の七十八第二項各号に掲げる事業者の区分に応じ当該各号に定める場所）

二 八 略

2 法第七十二条の八十八第二項の事業者が同項の規定による申告書を提出する場合には、当該申告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 申告者の氏名又は名称、法第七十二条の七十八第二項各号 に掲げる事業者の区分に応じ当該各号に定める場所（当該場所と住所等とが異なる場合には、当該場所及び住所等。以下この号において同じ。）及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び法第七十二条の七十八第二項各号に掲げる事業者の区分に応じ当該各号に定める場所）

二 六 略

2及び3 略

(譲渡割の確定申告書の記載事項)

第七条の二の五 法第七十二条の八十八第一項の事業者が同項の規定による申告書を提出する場合には、当該申告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 申告者の氏名又は名称及び法第七十二条の七十八第二項各号に掲げる事業者の区分に応じ当該各号に定める場所（当該場所と住所等とが異なる場合には、当該場所及び住所等）

二 八 略

2 法第七十二条の八十八第二項の事業者が同項の規定による申告書を提出する場合には、当該申告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 申告者の氏名又は名称及び法第七十二条の七十八第二項各号に掲げる事業者の区分に応じ当該各号に定める場所（当該場所と住所等とが異なる場合には、当該場所及び住所等）

二 六 略

(死亡の場合の譲渡割の確定申告等の特例)

第七条の二の六 法第七十二条の八十八第一項又は第二項の規定により法第七十二条の八十七第一項に規定する承継相続人（以下この条において「承継相続人」という。）が申告書を提出する場合には、当該申告書には、前条第一項各号又は第二項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を併せて記載しなければならない。

一 略

二 各承継相続人の氏名、住所又は居所、個人番号、被相続人との続柄、民法第九百条から第九百二条までの規定によるその相続分及び相続又は遺贈によつて得た財産の価額（個人番号を有しない者にあつては、氏名、住所又は居所、被相続人との続柄、同法第九百条から第九百二条までの規定によるその相続分及び相続又は遺贈によつて得た財産の価額）

三 略

四 承継相続人が二人以上ある場合には、前条第一項第四号に掲げる譲渡割額（同項第五号の規定に該当する場合には、同項第六号に掲げる額に相当する譲渡割額）を第二号の各承継相続人の相続分により按分して計算した金額に相当する譲渡割額

2 前項の申告書を提出する場合において、承継相続人が二人以上あるときは、当該申告書は、各承継相続人が連署による一の書面で提出しなければならない。ただし、他の承継相続人の氏名を付記して各別に提出することを妨げない。この場合において、当該申告書には、前項第二号に

(死亡の場合の譲渡割の確定申告等の特例)

第七条の二の六 法第七十二条の八十八第一項又は第二項の規定により法第七十二条の八十七第一項に規定する承継相続人（以下本条において「承継相続人」という。）が申告書を提出する場合には、当該申告書には、前条第一項各号又は第二項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を併せて記載しなければならない。

一 略

二 各承継相続人の氏名及び住所又は居所、被相続人との続柄、民法第九百条から第九百二条までの規定によるその相続分並びに相続又は遺贈によつて得た財産の価額

三 略

四 承継相続人が二人以上ある場合には、前条第一項第四号に掲げる譲渡割額（同項第五号の規定に該当する場合には、同項第六号に掲げる額に相当する譲渡割額）を第二号の各承継相続人の相続分により按分して計算した金額に相当する譲渡割額

2 前項の申告書を提出する場合において、承継相続人が二人以上あるときは、当該申告書は、各承継相続人が連署による一の書面で提出しなければならない。ただし、他の承継相続人の氏名を付記して各別に提出することを妨げない。

掲げる事項のうち氏名を付記する他の承継相続人の個人番号は、記載することを要しない。

3～5 略

(自動車取得税の修正申告書の記載事項)

第八条の十八 法第二百二十三条第二項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 納税義務者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下自動車取得税について同じ。)又は法人番号(同条第十五項に規定する法人番号をいう。以下自動車取得税について同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地)

二～十 略

(政令第四十三条の十五第一項の総務省令で定める事項等)

第八条の三十八 政令第四十三条の十五第一項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 免税軽油使用者の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下軽油引取税について同じ。)

又は法人番号(同条第十五項に規定

3～5 略

(自動車取得税の修正申告書の記載事項)

第八条の十八 法第二百二十三条第二項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 納税義務者の氏名又は名称及び住所

二～十 略

(政令第四十三条の十五第一項の総務省令で定める事項等)

第八条の三十八 政令第四十三条の十五第一項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 免税軽油使用者の住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称

する法人番号をいう。以下軽油引取税について同じ。）（個人番号若しくは法人番号を有しない者又は法第百四十四条の二十一第二項後段の規定により代表者を定めて免税軽油使用者証の交付を受けようとするそれぞれの者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）

二及び三 略

四 法第百四十四条の二十一第二項後段の規定により二人以上の者が代表者を定めて免税軽油使用者証の交付を受ける場合にあつては、当該代表者の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）

2 略

（免税軽油の引取り等に係る報告書の提出）

第八条の三十九 法第百四十四条の二十七第一項に規定する総務省令で定

める事項は、次に掲げる事項とする。

一 免税軽油使用者の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）

二 略

2 略

二及び三 略

四 法第百四十四条の二十一第二項後段の規定により二人以上の者が代表者を定めて免税軽油使用者証の交付を受ける場合にあつては、当該代表者の住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称

2 略

（免税軽油の引取り等に係る報告書の提出）

第八条の三十九 法第百四十四条の二十七第一項に規定する総務省令で定

める事項は、次に掲げる事項とする。

一 免税軽油使用者の住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称

二 略

2 略

(法第百四十四条の三十二第一項の総務省令で定める事項)

第八條の四十一 法第百四十四条の三十二第一項に規定する総務省令で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 法第百四十四条の三十二第一項第一号又は第二号の炭化水素油の製造を行う場合 次に掲げる事項

イ 承認を受けようとする者の氏名又は名称、住所又は所在地及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所又は所在地) (事業の委託をしている場合にあつては、承認を受けようとする者の氏名又は名称、住所又は所在地及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所又は所在地) 並びにその委託を受けている者の氏名又は名称及び住所又は所在地)

ロ 略

二 法第百四十四条の三十二第一項第三号の燃料炭化水素油の譲渡を行う場合 次に掲げる事項

イ 承認を受けようとする者の氏名又は名称、住所又は所在地及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所又は所在地)

ロ 略

三 法第百四十四条の三十二第一項第四号の燃料炭化水素油の消費を行う場合 次に掲げる事項

イ 承認を受けようとする者の氏名又は名称、住所又は所在地及び個

(法第百四十四条の三十二第一項の総務省令で定める事項)

第八條の四十一 法第百四十四条の三十二第一項に規定する総務省令で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 法第百四十四条の三十二第一項第一号又は第二号の炭化水素油の製造を行う場合 次に掲げる事項

イ 承認を受けようとする者の氏名又は名称及び住所又は所在地(事業の委託をしている場合にあつては、承認を受けようとする者及び

ロ 略

二 法第百四十四条の三十二第一項第三号の燃料炭化水素油の譲渡を行う場合 次に掲げる事項

イ 承認を受けようとする者の氏名又は名称及び住所又は所在地

ロ 略

三 法第百四十四条の三十二第一項第四号の燃料炭化水素油の消費を行う場合 次に掲げる事項

イ 承認を受けようとする者の氏名又は名称及び住所又は所在地

人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所又は所在地）
ロくホ 略

（法第四百四十四条の三十五第二項の報告事項等）

第八条の四十八 法第四百四十四条の三十五第二項に規定する総務省令で定める事項は、次に定める事項とし、同項に規定する総務省令で定める道府県知事は、主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事とする。

一 製造をした者の氏名又は名称、住所又は所在地及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所又は所在地）
二くハ 略

（市町村の特別徴収の通知）

第九条の六 法第三百二十一条の七の五第一項（法第三百二十一条の七の八第三項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する総務省令で定める事項は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に掲げる事項とする。

一 特別徴収対象年金所得者 当該特別徴収対象年金所得者の氏名、住所及び個人番号、当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の種類並びに当該年金保険者の名称及び法人番号

二 略

ロくホ 略

（法第四百四十四条の三十五第二項の報告事項等）

第八条の四十八 法第四百四十四条の三十五第二項に規定する総務省令で定める事項は、次に定める事項とし、同項に規定する総務省令で定める道府県知事は、主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事とする。

一 製造をした者の氏名又は名称及び住所又は所在地

二くハ 略

（市町村の特別徴収の通知）

第九条の六 法第三百二十一条の七の五第一項（法第三百二十一条の七の八第三項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する総務省令で定める事項は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に掲げる事項とする。

一 特別徴収対象年金所得者 当該特別徴収対象年金所得者の氏名及び住所、当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の種類並びに当該年金保険者の名称

二 略

(市町村と年金保険者との間における通知の方法)

第九条の八 略

2及び3 略

4 法第三百二十一条の七の三に規定する総務省令で定める事項は、老齢等年金給付の支払を受けている者の個人番号とする。

(市町村民税に係る申告書等の様式)

第十条 略

2～5 略

6 政令第四十八条の九の八第一項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 政令第四十八条の九の八第一項に規定する申請書を提出する者の氏名又は名称、住所 若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号

二～六 略

7 略

(納期の特例に関する承認の申請書)

第十条の二の二 政令第四十八条の九の九第一項(政令第四十八条の十七において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 政令第四十八条の九の九第一項に規定する申請書を提出する者の氏名又は名称、住所 若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所

(市町村と年金保険者との間における通知の方法)

第九条の八 略

2及び3 略

(新設)

(市町村民税に係る申告書等の様式)

第十条 略

2～5 略

6 政令第四十八条の九の八第一項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 政令第四十八条の九の八第一項に規定する申請書を提出する者の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地

二～六 略

7 略

(納期の特例に関する承認の申請書)

第十条の二の二 政令第四十八条の九の九第一項(政令第四十八条の十七において準用する場合を含む。以下本条において同じ。)に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 政令第四十八条の九の九第一項に規定する申請書を提出する者の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所

在地及び個人番号又は法人番号

二〇五 略

(納期の特例の要件を欠いた場合の届出書の記載事項)

第十條の二の三 政令第四十八條の九の十(政令第四十八條の十七において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 政令第四十八條の九の十に規定する届出書を提出する者の氏名又は名称、住所 若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号

二〇四 略

(政令第四十八條の十三第七項及び第二十九項の割合等)

第十條の二の四 略

2 政令第四十八條の十三第十六項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 政令第四十八條の十三第九項の規定の適用を受けようとする内国法人(同条第三項に規定する内国法人をいう。以下この号において同じ。)(の名称、事務所 又は事業所所在地(二以上の市町村において事務所又は事業所を有する内国法人にあつては、当該内国法人の主たる事務所又は事業所所在地)及び法人番号並びに代表者の氏名

二 適格分割等(政令第四十八條の十三第九項に規定する適格分割等をいう。以下この条において同じ。)に係る分割法人等(同項に規定す

在地

二〇五 略

(納期の特例の要件を欠いた場合の届出書の記載事項)

第十條の二の三 政令第四十八條の九の十(政令第四十八條の十七において準用する場合を含む。以下本条において同じ。)に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 政令第四十八條の九の十に規定する届出書を提出する者の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地

二〇四 略

(政令第四十八條の十三第七項及び第二十九項の割合等)

第十條の二の四 略

2 政令第四十八條の十三第十六項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 政令第四十八條の十三第九項の規定の適用を受けようとする内国法人(同条第三項に規定する内国法人をいう。以下この号において同じ。)(の名称及び事務所 又は事業所所在地(二以上の市町村において事務所又は事業所を有する内国法人にあつては、当該内国法人の主たる事務所又は事業所所在地)並びに代表者の氏名

二 適格分割等(政令第四十八條の十三第九項に規定する適格分割等をいう。以下この条において同じ。)に係る分割法人等(同項に規定す

る分割法人等をいう。以下この号及び次項第二号において同じ。）の名称、事務所又は事業所所在地（二以上の市町村において事務所又は事業所を有する分割法人等にあつては、当該分割法人等の主たる事務所又は事業所所在地。次項第二号において同じ。）及び法人番号並びに代表者の氏名

三〇六 略

3 政令第四十八条の十三第二十六項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 政令第四十八条の十三第二十一項の規定の適用を受けようとする所得等申告法人（同条第二十項に規定する所得等申告法人をいう。以下この号において同じ。）の名称、事務所又は事業所所在地（二以上の市町村において事務所又は事業所を有する所得等申告法人にあつては、当該所得等申告法人の主たる事務所又は事業所所在地）及び法人番号並びに代表者の氏名

二 適格分割等に係る分割法人等の名称、事務所又は事業所所在地及び法人番号並びに代表者の氏名

三〇五 略

（法令の規定による整理手続によらない負債整理計画の決定等）

第十条の二の五 略

2 法第三百二十一条の八第三十四項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 請求をする法人の名称、主たる事務所又は事業所の所在地及び法人

る分割法人等をいう。以下この号及び次項第二号において同じ。）の名称及び事務所又は事業所所在地（二以上の市町村において事務所又は事業所を有する分割法人等にあつては、当該分割法人等の主たる事務所又は事業所所在地。次項第二号において同じ。）並びに代表者の氏名

三〇六 略

3 政令第四十八条の十三第二十六項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 政令第四十八条の十三第二十一項の規定の適用を受けようとする所得等申告法人（同条第二十項に規定する所得等申告法人をいう。以下この号において同じ。）の名称及び事務所又は事業所所在地（二以上の市町村において事務所又は事業所を有する所得等申告法人にあつては、当該所得等申告法人の主たる事務所又は事業所所在地）並びに代表者の氏名

二 適格分割等に係る分割法人等の名称及び事務所又は事業所所在地並びに代表者の氏名

三〇五 略

（法令の規定による整理手続によらない負債整理計画の決定等）

第十条の二の五 略

2 法第三百二十一条の八第三十四項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 請求をする法人の名称及び主たる事務所又は事業所の所在地

番号

二〇五 略

(特別土地保有税の申告書の記載事項)

第十六条の十八 法第五百九十九条第一項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 納税義務者の氏名又は名称、住所又は所在地及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第五項に規定する個人番号をいう。第十六条の二十五第一号において同じ。)
- 二 又は法人番号(同法第二条第十五項に規定する法人番号をいう。同号において同じ。)
- 三 (個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所又は所在地。同号において同じ。)

二〇九 略

(法第六百二十五条第一項の申告書の記載事項)

第十六条の二十五 法第六百二十五条第一項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 納税義務者の氏名又は名称、住所又は所在地及び個人番号又は法人番号

二〇六 略

(電磁的記録による保存等の承認の申請等)

二〇五 略

(特別土地保有税の申告書の記載事項)

第十六条の十八 法第五百九十九条第一項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 納税義務者の氏名又は名称及び住所又は所在地

二〇九 略

(法第六百二十五条第一項の申告書の記載事項)

第十六条の二十五 法第六百二十五条第一項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 納税義務者の氏名又は名称及び住所又は所在地

二〇六 略

(電磁的記録による保存等の承認の申請等)

第二十七条 法第七百五十条第一項に規定する総務省令で定める事項は、

次に掲げる事項とする。

- 一 申請者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は主たる事務所若しくは事業所の所在地及び主たる事務所若しくは事業所以外の事務所若しくは事業所の所在地並びに個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第五項に規定する個人番号をいう。第四項第一号、次条及び第二十九条第二項第一号において同じ。）又は法人番号（同法第二条第十五項に規定する法人番号をいう。第四項第一号、次条及び第二十九条第二項第一号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称並びに住所若しくは居所又は主たる事務所若しくは事業所の所在地及び主たる事務所若しくは事業所以外の事務所若しくは事業所の所在地。第四項第一号において同じ。）

二 略

2及び3 略

4 法第七百五十条第五項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 承認を受けた者の氏名又は名称、住所 若しくは居所又は主たる事務所若しくは事業所の所在地及び主たる事務所若しくは事業所以外の事務所若しくは事業所の所在地並びに個人番号又は法人番号

二 略

（電磁的記録による保存等の承認に係る変更）

第二十七条 法第七百五十条第一項に規定する総務省令で定める事項は、

次に掲げる事項とする。

- 一 申請者の氏名又は名称並びに住所若しくは居所又は主たる事務所若しくは事業所の所在地及び主たる事務所又は事業所以外の事務所又は事業所の所在地

二 略

2及び3 略

4 法第七百五十条第五項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 承認を受けた者の氏名又は名称並びに住所若しくは居所又は主たる事務所若しくは事業所の所在地及び主たる事務所又は事業所以外の事務所又は事業所の所在地

二 略

（電磁的記録による保存等の承認に係る変更）

第二十八条 法第七百五十一条第一項に規定する者は、同項に規定する電磁的記録に係る承認済地方税関係帳簿の全部又は一部について、法第七百四十八条に規定する電磁的記録の備付け及び保存をやめようとする場合には、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した法第七百五十一条第一項の届出書を法第七百四十九条第二項に規定する事務所所在地等の道府県知事（以下次条までにおいて「事務所所在地等の道府県知事」という。）に提出しなければならない。

一 届出者の氏名又は名称、住所 若しくは居所又は主たる事務所若しくは事業所の所在地及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所若しくは居所又は主たる事務所若しくは事業所の所在地。次項第一号において同じ。）

二 五 略

2 法第七百五十一条第二項に規定する者は、同項に規定する申請書に記載した事項（地方税関係帳簿の種類を除く。）の変更をしようとする場合には、あらかじめ、その旨及び次に掲げる事項を記載した同項の届出書を事務所所在地等の道府県知事に提出しなければならない。この場合において、当該変更が当該申請書に添付した書類に係るものであるときは、当該書類に当該変更をしようとする内容を記入して、当該届出書に添付するものとする。

一 届出者の氏名又は名称、住所 若しくは居所又は主たる事務所若しくは事業所の所在地及び個人番号又は法人番号

二 五 略

第二十八条 法第七百五十一条第一項に規定する者は、同項に規定する電磁的記録に係る承認済地方税関係帳簿の全部又は一部について、法第七百四十八条に規定する電磁的記録の備付け及び保存をやめようとする場合には、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した法第七百五十一条第一項の届出書を法第七百四十九条第二項に規定する事務所所在地等の道府県知事（以下次条までにおいて「事務所所在地等の道府県知事」という。）に提出しなければならない。

一 届出者の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は主たる事務所若しくは事業所の所在地

二 五 略

2 法第七百五十一条第二項に規定する者は、同項に規定する申請書に記載した事項（地方税関係帳簿の種類を除く。）の変更をしようとする場合には、あらかじめ、その旨及び次に掲げる事項を記載した同項の届出書を事務所所在地等の道府県知事に提出しなければならない。この場合において、当該変更が当該申請書に添付した書類に係るものであるときは、当該書類に当該変更をしようとする内容を記入して、当該届出書に添付するものとする。

一 届出者の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は主たる事務所若しくは事業所の所在地

二 五 略

(主たる事務所又は事業所を移転した場合の承認の申請等)

第二十九条 略

2 法第七百五十二条第一項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 申請者の氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称)

二 七 略

附則

(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除)

第二条 略

2 法附則第四条第十四項の規定による申告は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に掲げる事項を記載した様式によつてしなければならない。

一 法附則第四条第一項第一号に規定する特定譲渡の日の属する年の翌年十二月三十一日までに同号に規定する買換資産(以下この項及び次項において「買換資産」という。)の取得をしない場合

イ及びロ 略

ハ 当該納税義務者の氏名、住所及び個人番号

ニ 略

三 略

3 法附則第四条第十五項の規定による申告は、次に掲げる事項を記載した書類によつてしなければならない。

(主たる事務所又は事業所を移転した場合の承認の申請等)

第二十九条 略

2 法第七百五十二条第一項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 申請者の氏名又は名称

二 七 略

附則

(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除)

第二条 略

2 法附則第四条第十四項の規定による申告は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に掲げる事項を記載した様式によつてなければならない。

一 法附則第四条第一項第一号に規定する特定譲渡の日の属する年の翌年十二月三十一日までに同号に規定する買換資産(以下この項及び次項において「買換資産」という。)の取得をしない場合

イ及びロ 略

ハ 当該納税義務者の氏名及び住所

ニ 略

三 略

3 法附則第四条第十五項の規定による申告は、次に掲げる事項を記載した書類によつてなければならない。

一〇三 略

四 当該納税義務者の氏名、住所及び個人番号
五 略

4 略

(政令附則第十条の書類等)

第四条 略

2及び3 略

4 政令附則第十条第六項に規定する総務省令で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ次に掲げる事項とする。

一 法附則第十二条第一項の規定によりその例によることとされる租税特別措置法第七十条の四第八項に規定する貸付特例適用農地等（以下この項において「貸付特例適用農地等」という。）に係る同条第八項に規定する農用地利用集積計画（以下この項において「貸付特例適用農地等に係る農用地利用集積計画」という。）の定めるところによる使用貸借による権利又は賃借権（以下この項において「賃借権等」という。）の存続期間が満了をしたことにより当該賃借権等が消滅した場合 次に掲げる事項

イ 届出者の氏名、住所及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下この条において同じ。）（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所）

ロ〇二 略

一〇三 略

四 当該納税義務者の氏名及び住所
五 略

4 略

(政令附則第十条の書類等)

第四条 略

2及び3 略

4 政令附則第十条第六項に規定する総務省令で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ次に掲げる事項とする。

一 法附則第十二条第一項の規定によりその例によることとされる租税特別措置法第七十条の四第八項に規定する貸付特例適用農地等（以下この項において「貸付特例適用農地等」という。）に係る同条第八項に規定する農用地利用集積計画（以下この項において「貸付特例適用農地等に係る農用地利用集積計画」という。）の定めるところによる使用貸借による権利又は賃借権（以下この項において「賃借権等」という。）の存続期間が満了をしたことにより当該賃借権等が消滅した場合 次に掲げる事項

イ 届出者の氏名及び住所

ロ〇二 略

二 貸付特例適用農地等に係る農用地利用集積計画に基づく賃借権等の
存続期間の満了する前に当該賃借権等の解約が行われたことにより当
該賃借権等が消滅した場合 次に掲げる事項

イ 届出者の氏名、住所及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所）
ロ及びハ 略

5 政令附則第十条第七項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 届出者の氏名、住所及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所）

二 略
六 略

11 政令附則第十条第十六項に定める総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 届出書を提出する者の氏名、住所及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所）並びに死亡した受贈者又は死亡した
贈与者との続柄

二 略
12 及び 13 略

14 政令附則第十条第二十項に規定する総務省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 法附則第十二条第一項の規定の適用を受ける受贈者の氏名、住所又は居所及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所）

二 貸付特例適用農地等に係る農用地利用集積計画に基づく賃借権等の
存続期間の満了する前に当該賃借権等の解約が行われたことにより当
該賃借権等が消滅した場合 次に掲げる事項

イ 届出者の氏名及び住所
ロ及びハ 略

5 政令附則第十条第七項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 届出者の氏名及び住所

二 略
六 略

11 政令附則第十条第十六項に定める総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 届出書を提出する者の氏名及び住所
並びに死亡した受贈者又は死亡した
贈与者との続柄

二 略
12 及び 13 略

14 政令附則第十条第二十項に規定する総務省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 法附則第十二条第一項の規定の適用を受ける受贈者の氏名及び住所又は居所

所又は居所)

二〇七 略

15及び16 略

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例)

第十三条の三 略

2 法附則第三十四条の二第二項に規定する総務省令で定めるところにより証明がされた土地等の譲渡は、同項に規定する土地等の譲渡の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める書類を法第四十五条の二第一項の規定による申告書に添付することにより証明がされた土地等の譲渡とする。

一 租税特別措置法第三十一条の二第二項第十二号から第十五号までに係る土地等の譲渡(次号に掲げるものを除く。) 当該土地等の買取りをする同項第十二号、第十三号若しくは第十四号の造成又は同項第十五号の建設を行うこれらの規定に規定する個人又は法人(以下この号において「土地等の買取りをする者」という。)から交付を受けた次に掲げる書類

イ 租税特別措置法施行規則第十三条の三第九項第一号イ及びロに掲げる書類

ロ 略

二 租税特別措置法第三十一条の二第二項第十二号及び第十四号に係る土地等の譲渡(同項第十二号又は第十四号の一団の宅地の造成を土地

二〇七 略

15及び16 略

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例)

第十三条の三 略

2 法附則第三十四条の二第二項に規定する総務省令で定めるところにより証明がされた土地等の譲渡は、同項に規定する土地等の譲渡の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める書類を法第四十五条の二第一項の規定による申告書に添付することにより証明がされた土地等の譲渡とする。

一 租税特別措置法第三十一条の二第二項第十二号から第十五号までに係る土地等の譲渡(次号に掲げるものを除く。) 当該土地等の買取りをする同項第十二号、第十三号若しくは第十四号の造成又は同項第十五号の建設を行うこれらの規定に規定する個人又は法人(以下この号において「土地等の買取りをする者」という。)から交付を受けた次に掲げる書類

イ 租税特別措置法施行規則第十三条の三第八項第一号イ及びロに掲げる書類

ロ 略

二 租税特別措置法第三十一条の二第二項第十二号及び第十四号に係る土地等の譲渡(同項第十二号又は第十四号の一団の宅地の造成を土地

区画整理法による土地区画整理事業として行うこれらの規定に規定する個人又は法人に対するものに限る。） 当該土地等の買取りをする当該一団の宅地の造成を行う当該個人又は法人（以下この号において「土地等の買取りをする者」という。） から交付を受けた次に掲げる書類

イ 租税特別措置法施行規則第十三条の三第九項第二号イからハまでに掲げる書類

ロ 略

三 租税特別措置法第三十一条の二第二項第十六号に係る土地等の譲渡 当該土地等の買取りをする同号の住宅又は中高層の耐火共同住宅の建設を行う同号に規定する個人又は法人（以下この号において「土地等の買取りをする者」という。） から交付を受けた次に掲げる書類

イ 租税特別措置法施行規則第十三条の三第九項第三号イ及びハに掲げる書類

ロ 略

3
5 略

6 政令附則第十七条の二第一項に規定する確定優良住宅地造成等事業（以下この項において「確定優良住宅地造成等事業」という。）を行う個人又は法人が、当該確定優良住宅地造成等事業につき、同条第一項若しくは第三項又は第四項若しくは第六項に規定する市町村長の承認を受けようとする場合には、同条第一項又は第四項に規定する二年を経過する日の属する年の十二月三十一日（同条第三項又は第六項の承認にあつては、同条第二項又は第五項に規定する当初認定日の属する年の末日）の

区画整理法による土地区画整理事業として行うこれらの規定に規定する個人又は法人に対するものに限る。） 当該土地等の買取りをする当該一団の宅地の造成を行う当該個人又は法人（以下この号において「土地等の買取りをする者」という。） から交付を受けた次に掲げる書類

イ 租税特別措置法施行規則第十三条の三第八項第二号イからハまでに掲げる書類

ロ 略

三 租税特別措置法第三十一条の二第二項第十六号に係る土地等の譲渡 当該土地等の買取りをする同号の住宅又は中高層の耐火共同住宅の建設を行う同号に規定する個人又は法人（以下この号において「土地等の買取りをする者」という。） から交付を受けた次に掲げる書類

イ 租税特別措置法施行規則第十三条の三第八項第三号イ及びハに掲げる書類

ロ 略

3
5 略

6 政令附則第十七条の二第一項に規定する確定優良住宅地造成等事業（以下この項において「確定優良住宅地造成等事業」という。）を行う個人又は法人が、当該確定優良住宅地造成等事業につき、同条第一項若しくは第三項又は第四項若しくは第六項に規定する市町村長の承認を受けようとする場合には、同条第一項又は第四項に規定する二年を経過する日の属する年の十二月三十一日（同条第三項又は第六項の承認にあつては、同条第二項又は第五項に規定する当初認定日の属する年の末日）の

翌日から十五日を経過する日までに、第一号に掲げる事項を記載した申請書に第二号に掲げる書類を添付して、市町村長に提出しなければならない。

一 次に掲げる事項

イ 申請者の氏名又は名称、住所 又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号並びに当該確定優良住宅地造成等事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの名称、所在地及びその代表者その他の責任者の氏名

ロ 二 略

二 租税特別措置法施行規則第十三条の三第十一项第二号に掲げる書類
7 政令附則第十七条の二第一項第二号に規定する災害その他の総務省令で定める事情は、次に掲げる事情とする。

一 租税特別措置法施行規則第十三条の三第十二項第一号及び第二号に掲げる事情

二 前号に掲げる事情のほか、土地等の買取りをする者の責に帰せられない事由で、かつ、当該土地等の買取りをする日においては予測できなかった事由に該当するものとして市町村長が認めた事情が生じたこと。

8 法附則第三十四条の二第七項に規定する総務省令で定める書類は、租税特別措置法施行規則第十三条の三第十三項に規定する書類とする。

9 略

(政令附則第三十二条第五項に規定する総務省令で定める書類)

翌日から十五日を経過する日までに、第一号に掲げる事項を記載した申請書に第二号に掲げる書類を添付して、市町村長に提出しなければならない。

一 次に掲げる事項

イ 申請者の氏名又は名称及び住所 又は本店若しくは主たる事務所の所在地 並びに当該確定優良住宅地造成等事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの名称、所在地及びその代表者その他の責任者の氏名

ロ 二 略

二 租税特別措置法施行規則第十三条の三第十项第二号 に掲げる書類
7 政令附則第十七条の二第一項第二号に規定する災害その他の総務省令で定める事情は、次に掲げる事情とする。

一 租税特別措置法施行規則第十三条の三第十一项第一号及び第二号に掲げる事情

二 前号に掲げる事情のほか、土地等の買取りをする者の責に帰せられない事由で、かつ、当該土地等の買取りをする日においては予測できなかった事由に該当するものとして市町村長が認めた事情が生じたこと。

8 法附則第三十四条の二第七項に規定する総務省令で定める書類は、租税特別措置法施行規則第十三条の三第十二項に規定する書類とする。

9 略

(政令附則第三十二条第五項に規定する総務省令で定める書類)

第二十三条 政令附則第三十二条第一項に規定する者が法附則第五十二条

第一項の規定の適用を受けようとする場合における政令附則第三十二条第五項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 次に掲げる事項を記載した書類

イ 略

ロ 法附則第五十二条第一項の規定の適用を受けようとする自動車（以下この号において「申請自動車」という。）の所有者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地）、当該申請自動車の自動車登録番号又は車両番号、車台番号、種別及び主たる定置場並びに当該申請自動車が営業用又は自家用のいずれであるかの別

ハ及びニ 略

二 略

2 政令附則第三十二条第三項又は第四項に規定する者が法附則第五十二条第二項又は第三項の規定の適用を受けようとする場合における政令附則第三十二条第五項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 次に掲げる事項を記載した書類

イ 略

ロ 法附則第五十二条第二項又は第三項の規定の適用を受けようとする自動車（以下この号において「申請自動車」という。）の所有者

第二十三条 政令附則第三十二条第一項に規定する者が法附則第五十二条

第一項の規定の適用を受けようとする場合における政令附則第三十二条第五項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 次に掲げる事項を記載した書類

イ 略

ロ 法附則第五十二条第一項の規定の適用を受けようとする自動車（以下この号において「申請自動車」という。）の所有者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地

、当

該申請自動車の自動車登録番号又は車両番号、車台番号、種別及び主たる定置場並びに当該申請自動車が営業用又は自家用のいずれであるかの別

ハ及びニ 略

二 略

2 政令附則第三十二条第三項又は第四項に規定する者が法附則第五十二条第二項又は第三項の規定の適用を受けようとする場合における政令附則第三十二条第五項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 次に掲げる事項を記載した書類

イ 略

ロ 法附則第五十二条第二項又は第三項の規定の適用を受けようとする自動車（以下この号において「申請自動車」という。）の所有者

の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地）、当該申請自動車の自動車登録番号又は車両番号、車台番号、種別及び主たる定置場並びに当該申請自動車が営業用又は自家用のいずれであるかの別

ハクチ 略

二及び三 略

（政令附則第三十二条の二に規定する総務省令で定める書類）

第二十三条の二 政令附則第三十二条の二第一項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 次に掲げる事項を記載した書類

イ 略

ロ 法附則第五十四条第三項の規定の適用を受けようとする自動車（以下この号において「申請自動車」という。）の所有者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下この条において同じ。）又は法人番号（同法第二条第十五項に規定する法人番号をいう。以下この条において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地）、当該申請自動車の自動車登録番号、車台番号

の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地

、当該申請自動車の自動車登録番号又は車両番号、車台番号、種別及び主たる定置場並びに当該申請自動車が営業用又は自家用のいずれであるかの別

ハクチ 略

二及び三 略

（政令附則第三十二条の二に規定する総務省令で定める書類）

第二十三条の二 政令附則第三十二条の二第一項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 次に掲げる事項を記載した書類

イ 略

ロ 法附則第五十四条第三項の規定の適用を受けようとする自動車（以下この号において「申請自動車」という。）の所有者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地

、当該申請自動車の自動車登録番号、車台番号

及び主たる定置場並びに当該申請自動車が営業用又は自家用のいずれであるかの別

ハクチ 略

二及び三 略

2 政令附則第三十二条の二第二項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 次に掲げる事項を記載した書類

イ 対象区域内用途廃止等自動車の所有者（法第百十四条第一項に規定する場合にあつては、同項に規定する買主。ロにおいて同じ。）の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地、個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地）、当該対象区域内用途廃止等自動車の自動車登録番号、車台番号及び主たる定置場並びに当該対象区域内用途廃止等自動車営業用又は自家用のいずれであるかの別

ロクト 略

二く四 略

（政令附則第三十三条第四項第一号に規定する総務省令で定める面積等

第二十四条 略

2く11 略

12 政令附則第三十三条第二十九項に規定する総務省令で定める書類は、

及び主たる定置場並びに当該申請自動車営業用又は自家用のいずれであるかの別

ハクチ 略

二及び三 略

2 政令附則第三十二条の二第二項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 次に掲げる事項を記載した書類

イ 対象区域内用途廃止等自動車の所有者（法第百十四条第一項に規定する場合にあつては、同項に規定する買主。ロにおいて同じ。）の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地、個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地）、当該対象区域内用途廃止等自動車の自動車登録番号、車台番号及び主たる定置場並びに当該対象区域内用途廃止等自動車営業用又は自家用のいずれであるかの別

ロクト 略

二く四 略

（政令附則第三十三条第四項第一号に規定する総務省令で定める面積等

第二十四条 略

2く11 略

12 政令附則第三十三条第二十九項に規定する総務省令で定める書類は、

次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる書類とする。

一 法附則第五十六条第十項の規定の適用を受けようとする場合 次に掲げる書類

イ 被災住宅用地の所有者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地、当該被災住宅用地に代わるものとして法附則第五十六条第十項の規定の適用を受けようとする土地（以下この号において「代替土地」という。）の所有者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第五項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同一人番号（同法第二条第十五項に規定する法人番号をいう。以下この項において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地）並びに当該被災住宅用地及び当該代替土地の所在地を記載した書類並びに当該被災住宅用地に存する法第三百四十九条の三の二第一項に規定する家屋（以下この号において「被災住宅」という。）が東日本大震災により被害を受けたことについて当該被災住宅用地の所在地の市町村長が証する書類その他の当該被災住宅が東日本大震災により滅失し、又は損壊した旨を証する書類

ロ 略

二 法附則第五十六条第十一項又は第十二項の規定の適用を受けようとする場合 次に掲げる書類

次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる書類とする。

一 法附則第五十六条第十項の規定の適用を受けようとする場合 次に掲げる書類

イ 被災住宅用地及び当該被災住宅用地
に代わるものとして法附則第五十六条第十項の規定の適用を受けようとする土地（以下この号において「代替土地」という。）の所有者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地

並びに当該被災住宅用地及び当該代替土地の所在地を記載した書類並びに当該被災住宅用地に存する法第三百四十九条の三の二第一項に規定する家屋（以下この号において「被災住宅」という。）が東日本大震災により被害を受けたことについて当該被災住宅用地の所在地の市町村長が証する書類その他の当該被災住宅が東日本大震災により滅失し、又は損壊した旨を証する書類

ロ 略

二 法附則第五十六条第十一項又は第十二項の規定の適用を受けようとする場合 次に掲げる書類

イ 被災家屋又は政令附則第三十三条第十七項第一号に規定する被災償却資産（以下この号において「被災償却資産」という。）を所有していた者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所所在地、被災家屋又は被災償却資産に代わるものとして法附則第五十六条第十一項又は第十二項の規定の適用を受けようとする家屋又は償却資産（以下この号において「代替家屋等」という。）の所有者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地）並びに当該被災家屋又は被災償却資産及び当該代替家屋等の所在地を記載した書類並びに当該被災家屋又は被災償却資産が東日本大震災により被害を受けたことについて当該被災家屋又は被災償却資産の所在地の市町村長が証する書類その他の当該被災家屋又は被災償却資産が東日本大震災により滅失し、又は損壊した旨を証する書類

ロ 被災家屋又は被災償却資産が平成二十三年度分の固定資産税に係る固定資産課税台帳に登録されていた旨を証する書類その他の被災家屋又は被災償却資産が存したことを証する書類及び代替家屋等の詳細を明らかにする書類

ハ 略

三 法附則第五十六条第十三項の規定の適用を受けようとする場合 次

イ 被災家屋又は政令附則第三十三条第十七項第一号に規定する被災償却資産（以下この号において「被災償却資産」という。）を所有していた者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所所在地並びに当該被災家屋又は被災償却資産の

所在地を記載した書類並びに当該被災家屋又は被災償却資産が東日本大震災により被害を受けたことについて当該被災家屋又は被災償却資産の所在地の市町村長が証する書類その他の当該被災家屋又は被災償却資産が東日本大震災により滅失し、又は損壊した旨を証する書類

ロ 被災家屋又は被災償却資産が平成二十三年度分の固定資産税に係る固定資産課税台帳に登録されていた旨を証する書類その他の被災家屋又は被災償却資産が存したことを証する書類及び被災家屋又は被災償却資産に代わるものとして法附則第五十六条第十一項又は第十二項の規定の適用を受けようとする家屋又は償却資産の詳細を明らかにする書類

ハ 略

三 法附則第五十六条第十三項の規定の適用を受けようとする場合 次

に掲げる書類

イ 対象区域内住宅用地（法附則第五十六条第十三項に規定する対象区域内住宅用地をいう。以下この号において同じ。）の所有者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地、当該対象区域内住宅用地に代わるものとして同項の規定の適用を受けようとする土地（以下この号において「代替土地」という。）の所有者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地）並びに当該対象区域内住宅用地及び当該代替土地の所在地を記載した書類並びに当該対象区域内住宅用地を同項に規定する居住困難区域を指定する旨の公示があつた日において同項に規定する居住困難区域内に所有していた旨を証する書類

ロ 略

四 法附則第五十六条第十四項又は第十五項の規定の適用を受けようとする場合 次に掲げる書類

イ 対象区域内家屋又は法附則第五十六条第十五項に規定する対象区域内償却資産（以下この号において「対象区域内償却資産」という。）の所有者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地、対象区域内家屋又は対象区域内償却資産に代わるものとして法附則第五十六条第十四項又は第十五項の規定の適用を受けようとする家屋又は償却資産（以下この号において「代替家屋等」という。）の所有者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる

に掲げる書類

イ 対象区域内住宅用地（法附則第五十六条第十三項に規定する対象区域内住宅用地をいう。以下この号において同じ。）及び

当該

対象区域内住宅用地に代わるものとして同項の規定の適用を受けようとする土地（以下この号において「代替土地」という。）の所有者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地並びに当該対象区域内住宅用地及び当該代替土地の所在地を記載した書類並びに当該対象区域内住宅用地を同項に規定する居住困難区域を指定する旨の公示があつた日において同項に規定する居住困難区域内に所有していた旨を証する書類

ロ 略

四 法附則第五十六条第十四項又は第十五項の規定の適用を受けようとする場合 次に掲げる書類

イ 対象区域内家屋又は法附則第五十六条第十五項に規定する対象区域内償却資産（以下この号において「対象区域内償却資産」という。）の所有者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地

事務所の所在地及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地）並びに当該対象区域内家屋又は対象区域内償却資産及び当該代替家屋等の所在地を記載した書類並びに当該対象区域内家屋を同条第十四項に規定する居住困難区域を指定する旨の公示があつた日において同項に規定する居住困難区域内に所有していた旨を証する書類又は当該対象区域内償却資産を同条第十五項に規定する居住困難区域を指定する旨の公示があつた日において同項に規定する居住困難区域内に所有していた旨を約する書類

ロ 対象区域内家屋又は対象区域内償却資産が平成二十三年度分の固定資産税に係る固定資産課税台帳に登録されていた旨を証する書類その他の対象区域内家屋又は対象区域内償却資産が存したことを証する書類及び代替家屋等

の詳細を明らかにする書類

ハ 略

（政令附則第三十四条第九項に規定する総務省令で定める書類）

第二十五条 政令附則第三十二条第一項に規定する者が法附則第五十七条

第一項の規定の適用を受けようとする場合における政令附則第三十四条第九項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 次に掲げる事項を記載した書類

イ 略

並びに当該対象区域内家屋又は対象区域内償却資産の所在地を記載した書類並びに当該対象区域内家屋を同条第十四項に規定する居住困難区域を指定する旨の公示があつた日において同項に規定する居住困難区域内に所有していた旨を証する書類又は当該対象区域内償却資産を同条第十五項に規定する居住困難区域を指定する旨の公示があつた日において同項に規定する居住困難区域内に所有していた旨を約する書類

ロ 対象区域内家屋又は対象区域内償却資産が平成二十三年度分の固定資産税に係る固定資産課税台帳に登録されていた旨を証する書類その他の対象区域内家屋又は対象区域内償却資産が存したことを証する書類及び対象区域内家屋又は対象区域内償却資産に代わるものとして法附則第五十六条第十四項又は第十五項の規定の適用を受けようとする家屋又は償却資産の詳細を明らかにする書類

ハ 略

（政令附則第三十四条第九項に規定する総務省令で定める書類）

第二十五条 政令附則第三十二条第一項に規定する者が法附則第五十七条

第一項の規定の適用を受けようとする場合における政令附則第三十四条第九項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 次に掲げる事項を記載した書類

イ 略

ロ 法附則第五十七条第一項の規定の適用を受けようとする軽自動車（二輪のものを除く。以下この項において「申請軽自動車」という。）の所有者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所所在地及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下この条において同じ。）又は法人番号（同法第二条第十五項に規定する法人番号をいう。以下この条において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地。以下この条において同じ。）、当該申請軽自動車の車両番号、車台番号、種別及び主たる定置場並びに当該申請軽自動車が営業用又は自家用のいずれであるかの別

ハ及びニ 略

二〇四 略

2 政令附則第三十四条第一項に規定する者が法附則第五十七条第二項の規定の適用を受けようとする場合における政令附則第三十四条第九項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 次に掲げる事項を記載した書類

イ 略

ロ 法附則第五十七条第二項の規定の適用を受けようとする同項に規定する二輪自動車等（以下この項において「申請二輪自動車等」という。）の所有者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号並びに当該申請二輪自動

ロ 法附則第五十七条第一項の規定の適用を受けようとする軽自動車（二輪のものを除く。以下この項において「申請軽自動車」という。）の所有者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所所在地

、当該申請軽自動車の車両番号、車台番号、種別及び主たる定置場並びに当該申請軽自動車が営業用又は自家用のいずれであるかの別

ハ及びニ 略

二〇四 略

2 政令附則第三十四条第一項に規定する者が法附則第五十七条第二項の規定の適用を受けようとする場合における政令附則第三十四条第九項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 次に掲げる事項を記載した書類

イ 略

ロ 法附則第五十七条第二項の規定の適用を受けようとする同項に規定する二輪自動車等（以下この項において「申請二輪自動車等」という。）の所有者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地並びに当該申請二輪自動

車等の車両番号又は標識番号、車台番号、種別及び主たる定置場

ハ及びニ 略

二〽四 略

3 政令附則第三十四条第二項に規定する者が法附則第五十七条第三項の規定の適用を受けようとする場合における政令附則第三十四条第九項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 次に掲げる事項を記載した書類

イ 略

ロ 法附則第五十七条第三項の規定の適用を受けようとする小型特殊自動車（以下この項において「申請小型特殊自動車」という。）の所有者の氏名又は名称、住所 又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号並びに当該申請小型特殊自動車の標識番号、車台番号、種別及び主たる定置場

ハ及びニ 略

二及び三 略

4 政令附則第三十二条第三項又は第四項に規定する者が法附則第五十七条第四項又は第五項の規定の適用を受けようとする場合における政令附則第三十四条第九項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 次に掲げる事項を記載した書類

イ 略

ロ 法附則第五十七条第四項又は第五項の規定の適用を受けようとする軽自動車（二輪のものを除く。以下この項において「申請軽自動

車等の車両番号又は標識番号、車台番号、種別及び主たる定置場

ハ及びニ 略

二〽四 略

3 政令附則第三十四条第二項に規定する者が法附則第五十七条第三項の規定の適用を受けようとする場合における政令附則第三十四条第九項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 次に掲げる事項を記載した書類

イ 略

ロ 法附則第五十七条第三項の規定の適用を受けようとする小型特殊自動車（以下この項において「申請小型特殊自動車」という。）の所有者の氏名又は名称及び住所 又は本店若しくは主たる事務所の所在地 並びに当該申請小型特殊自動車の標識番号、車台番号、種別及び主たる定置場

ハ及びニ 略

二及び三 略

4 政令附則第三十二条第三項又は第四項に規定する者が法附則第五十七条第四項又は第五項の規定の適用を受けようとする場合における政令附則第三十四条第九項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 次に掲げる事項を記載した書類

イ 略

ロ 法附則第五十七条第四項又は第五項の規定の適用を受けようとする軽自動車（二輪のものを除く。以下この項において「申請軽自動

車」という。)の所有者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号、当該申請軽自動車、当該申請軽自動車の車両番号、車台番号、種別及び主たる定置場並びに当該申請軽自動車、当該申請軽自動車が営業用又は自家用のいずれであるかの別

ハクチ 略

二及び三 略

5 政令附則第三十四条第四項又は第五項に規定する者が法附則第五十七条第六項又は第七項の規定の適用を受けようとする場合における政令附則第三十四条第九項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 次に掲げる事項を記載した書類

イ 略

ロ 法附則第五十七条第六項又は第七項の規定の適用を受けようとする同条第六項又は第七項に規定する二輪自動車等（以下この号において「申請二輪自動車等」という。）の所有者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号並びに当該申請二輪自動車等の車両番号又は標識番号、車台番号、種別及び主たる定置場

ハクチ 略

二く四 略

6 政令附則第三十四条第七項又は第八項に規定する者が法附則第五十七条第八項又は第九項の規定の適用を受けようとする場合における政令附則第三十四条第九項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書

車」という。)の所有者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地、当該申請軽自動車、当該申請軽自動車の車両番号、車台番号、種別及び主たる定置場並びに当該申請軽自動車、当該申請軽自動車が営業用又は自家用のいずれであるかの別

ハクチ 略

二及び三 略

5 政令附則第三十四条第四項又は第五項に規定する者が法附則第五十七条第六項又は第七項の規定の適用を受けようとする場合における政令附則第三十四条第九項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 次に掲げる事項を記載した書類

イ 略

ロ 法附則第五十七条第六項又は第七項の規定の適用を受けようとする同条第六項又は第七項に規定する二輪自動車等（以下この号において「申請二輪自動車等」という。）の所有者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地並びに当該申請二輪自動車等の車両番号又は標識番号、車台番号、種別及び主たる定置場

ハクチ 略

二く四 略

6 政令附則第三十四条第七項又は第八項に規定する者が法附則第五十七条第八項又は第九項の規定の適用を受けようとする場合における政令附則第三十四条第九項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書

類とする。

一 次に掲げる事項を記載した書類

イ 略

ロ 法附則第五十七条第八項又は第九項の規定の適用を受けようとする小型特殊自動車（以下この号において「申請小型特殊自動車」という。）の所有者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号並びに当該申請小型特殊自動車の標識番号、車台番号、種別及び主たる定置場

ハチ 略

二五 略

7 対象区域内軽自動車等（法附則第五十七条第十三項に規定する対象区域内軽自動車等をいう。以下この条において同じ。）のうち軽自動車（二輪のものを除く。以下この項において同じ。）の所有者（法第四百四十二条の二第二項に規定する場合にあつては、同項に規定する買主。以下この項において同じ。）が当該対象区域内軽自動車等の主たる定置場所在の市町村の長に提出しなければならない政令附則第三十四条第十項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 次に掲げる事項を記載した書類

イ 対象区域内用途廃止等自動車（軽自動車に限る。以下この項において同じ。）の所有者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号、当該対象区域内用途廃止等自動車の車両番号、車台番号及び主たる定置場並びに当該対象区域内用途廃止等自動車が営業用又は自家用のいずれであるか

類とする。

一 次に掲げる事項を記載した書類

イ 略

ロ 法附則第五十七条第八項又は第九項の規定の適用を受けようとする小型特殊自動車（以下この号において「申請小型特殊自動車」という。）の所有者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地並びに当該申請小型特殊自動車の標識番号、車台番号、種別及び主たる定置場

ハチ 略

二五 略

7 対象区域内軽自動車等（法附則第五十七条第十三項に規定する対象区域内軽自動車等をいう。以下この条において同じ。）のうち軽自動車（二輪のものを除く。以下この項において同じ。）の所有者（法第四百四十二条の二第二項に規定する場合にあつては、同項に規定する買主。以下この項において同じ。）が当該対象区域内軽自動車等の主たる定置場所在の市町村の長に提出しなければならない政令附則第三十四条第十項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 次に掲げる事項を記載した書類

イ 対象区域内用途廃止等自動車（軽自動車に限る。以下この項において同じ。）の所有者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地、当該対象区域内用途廃止等自動車の車両番号、車台番号及び主たる定置場並びに当該対象区域内用途廃止等自動車が営業用又は自家用のいずれであるか

の別

ロくへ 略

二く四 略

8 対象区域内軽自動車等のうち二輪自動車等（法附則第五十七条第二項に規定する二輪自動車等をいう。以下この項において同じ。）の所有者（法第四百四十二条の二第二項に規定する場合にあつては、同項に規定する買主。以下この項において同じ。）が当該対象区域内軽自動車等の主たる定置場所在の市町村の長に提出しなければならない政令附則第三十四条第十項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 次に掲げる事項を記載した書類

イ 対象区域内用途廃止等二輪自動車等の所有者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号並びに当該対象区域内用途廃止等二輪自動車等の車両番号又は標識番号、車台番号及び主たる定置場（当該対象区域内用途廃止等二輪自動車等が原動機付自転車又は軽自動車（二輪のものに限る。）であつた場合にあつては、当該対象区域内用途廃止等二輪自動車等の車両番号又は標識番号及び主たる定置場）

ロくへ 略

二及び三

9 対象区域内軽自動車等のうち小型特殊自動車の所有者（法第四百四十二条の二第二項に規定する場合にあつては、同項に規定する買主。以下この項において同じ。）が当該対象区域内軽自動車等の主たる定置場所

の別

ロくへ 略

二く四 略

8 対象区域内軽自動車等のうち二輪自動車等（法附則第五十七条第二項に規定する二輪自動車等をいう。以下この項において同じ。）の所有者（法第四百四十二条の二第二項に規定する場合にあつては、同項に規定する買主。以下この項において同じ。）が当該対象区域内軽自動車等の主たる定置場所在の市町村の長に提出しなければならない政令附則第三十四条第十項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 次に掲げる事項を記載した書類

イ 対象区域内用途廃止等二輪自動車等の所有者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地並びに当該対象区域内用途廃止等二輪自動車等の車両番号又は標識番号、車台番号及び主たる定置場（当該対象区域内用途廃止等二輪自動車等が原動機付自転車又は軽自動車（二輪のものに限る。）であつた場合にあつては、当該対象区域内用途廃止等二輪自動車等の車両番号又は標識番号及び主たる定置場）

ロくへ 略

二及び三

9 対象区域内軽自動車等のうち小型特殊自動車の所有者（法第四百四十二条の二第二項に規定する場合にあつては、同項に規定する買主。以下この項において同じ。）が当該対象区域内軽自動車等の主たる定置場所

在の市町村の長に提出しなければならない政令附則第三十四条第十項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 次に掲げる事項を記載した書類

イ 対象区域内用途廃止等小型特殊自動車の所有者の氏名又は名称、
住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号並びに当該対象区域内用途廃止等小型特殊自動車の標識番号及び主たる定置場

ロ～へ 略

二～四 略

在の市町村の長に提出しなければならない政令附則第三十四条第十項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 次に掲げる事項を記載した書類

イ 対象区域内用途廃止等小型特殊自動車の所有者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地並びに当該対象区域内用途廃止等小型特殊自動車の標識番号及び主たる定置場

ロ～へ 略

二～四 略